

玉野市学生消防団活動認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大学、大学院若しくは専門学校等（以下「大学等」という。）に在学しながら、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生、大学院生又は専門学校生等（以下「大学生等」という。）について、玉野市がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度による認証（第4条に規定する認証をいう。次条において同じ。）の対象となる者（以下「認定対象者」という。）は、次のいずれかに該当する大学生等（大学生等でなくなった日から5年を経過した者を除く。）とする。

- (1) 大学等の在学中に玉野市消防団員として1年以上（他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）継続的に消防団活動を行った者
- (2) 前号に掲げるもののほか、消防団長が推薦に値すると認めた者

(申請)

第3条 本制度による認証を希望する認証対象者は、消防団長に認証推薦依頼書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、認証対象者の活動状況を精査し、市長に対して本制度による認証を受ける者として当該認証対象者を推薦する場合は、市長に認証推薦書（様式第2号）を提出するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条第2項の認証推薦書が消防団長から提出された場合、当該認証対象者が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献したかどうかについて審査し、当該認証対象者の功績認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、消防団長に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(認定決定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条第1項の審査により認証することを決定した場合、消防団長に対して、玉野

市学生消防団活動審査決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の審査により認証しないことを決定した場合、消防団長に対して、玉野市学生消防団活動審査決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

（認証状等の交付）

第6条 市長は、認証することを決定した者（以下「被認定者」という。）に対して、玉野市学生消防団活動認証状（様式第5号。以下「認証状」という。）を交付するものとする。

2 市長は、被認定者から玉野市学生消防団活動認証証明書交付申請書（様式第6号）により申請があった場合、玉野市学生消防団活動認証証明書（様式第7号。以下「認証証明書」という。）を交付するものとする。

（認証の取消し）

第7条 市長は、被認証者が、次のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

（1） 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合

（2） 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合

（3） 公の秩序又は善良な風俗に反する行為をしたと認められる場合

（4） 前3号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切とされる行為があった場合

2 認証を取り消された者が所有している認証状及び既に交付されている認証証明書は、処分を受けた日から無効とする。

（認証制度実施記録表）

第8条 市長は、認証決定等の状況を把握するため、学生消防団活動認証制度実施記録表（様式第8号）を備え付け、必要な事項を記載し、これを常に整理しておかなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、この要綱の施行日以前の消防団活動を含めることができる。